

平成25年度 第1回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成25年6月25日(火)

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

平成25年度 第1回篠山市まちづくり審議会議事録

平成25年6月25日、平成25年度第1回篠山市まちづくり審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成25年6月25日(火) 午前9時30分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 中川政和委員 大坪昇委員

森田和夫委員 谷垣友里委員

永田佳幸オブザーバー(兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課長)

審議会開催のために出席した者の職氏名

まちづくり部 部長 梶村徳全

まちづくり部地域計画課 課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課都市政策係 係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課景観室 主査 山本有子

まちづくり部地域計画課景観室 主事 村上稔

3. 会 議

事務局

(1 . 開会 : 午前 9 時 3 0 分)

委員 10 名中 5 名の出席があり篠山市まちづくり条例 第 20 条第 2 項の規定による 2 分の 1 以上の成立要件に達しているため本審議会が成立していることを事務局より報告を行う。

事務局を代表し、篠山市まちづくり部長があいさつを述べる。

(これ以後の議事について会長が議長となり進行)

委員

(2 . 会長あいさつ)

議長 (会長) から各委員に対し、議事進行に関し協力を求める。

委員

(3 . 議事録署名人の指名)

議長から、議事録署名人として、名簿と出席状況により中川委員及び谷垣委員の指名を行い、議事録が作成され次第、署名押印を行うことについて両名に確認を取る。

委員

(4 . 審議事項)

本年度最初の会議となるが、広告物の件、沿道部周辺の整備にしても篠山市の場合、中心部の伝統的市街地のまちづくり、景観整備の方向性だけではなくて、周辺部の農村景観の魅力を維持し続けるためであるとか、あるいは沿道景観のコントロールという意味で他の地域からも随分注目されている事例ではないかと考える。

今日の審議案件も、市の方針を明快に事業者、一般の市民に示していくという意味で非常に重要な案件であると考えている。忌憚のない熱心なご意見を頂戴した上で、その審議をもって答申したいと考えているので、審議について協力を願う。

これより審議に入る。

審議事項（１） 開発行為等の事前協議について

議事事項である開発行為事前協議について市長から諮問書の伝達を受けており、それについて事務局からの説明を求める。

事務局

事務局より説明

事業者

事業者より説明

委員

既存事例の写真を拝見したが、コスモス薬品の標準的な店舗として全国的にこのようなデザインで展開されているのか。他地域でそれぞれの地域特性に合わせて、これまでに変更されてきたような工夫があれば教えていただきたい。

事業者

弊社の外壁色彩は、添付資料の写真のものが標準仕様となっている。エリアごとに条例等があるので、その条例に基づいた形での変更ということ是对応させていただいている。

委員

この事例写真はいずれかの町で、条例に基づいて変更しているものではないということか。

事業者

その通り。これは兵庫県条例に適応した内容となっている。

委員

緑地の件について確認させていただきたい。この配置図において、緑で側面と背面を緑化しておられるが、この緑地の幅員は図面で数字がよく見えていないのだが、1200mmなのか。

事業者

一番狭い所で1200mmとなっている。

委員

その緑の仕上げは、先ほど高木について説明されておられたが、どういう計画なのか。

事業者 まだ、具体的に高木でいくか、中木でいくか確定はしていない。

委員 道路側の薄い茶色の緑地の幅はどれくらいあるのか。

事業者 1メートル程度である。

委員 芯芯で1メートルなのか。

事業者 内内有効で1メートルとなる。

委員 もう一度写真に戻るが、この独立している屋外広告物は恐らく市の条件に合わないのではないかと思うが、その辺りの確認はされているか。

事業者 ある程度情報は入れており、条例に基づいた形で検討を行う。

委員 北側の低木を含めた駐車場だが、北側隣地には家が建っていたと思うが、営業時間の関係もあるのだろうが、「表側に駐車して下さい」とか「バックでの駐車はやめて下さい」とかいう表示をよく見るが、そういう意味での騒音対策等が必要になるかと思う。

それから、出入り口南側に8メートルの開放部分があり、入ってすぐ駐車場予定地になっている。利用客は北側奥の駐車場に駐車するより、この出入り口に近い駐車場にどんどん駐車されると思われる。他の車が非常に出入りしにくい状況になるのではと懸念する。JAの味土里館から出入りする時も、車の流れがあり、車が入り出すのに非常に不自由な状況であると思う。ただ、入る車と出る車が味土里館は別々になっている為、何とか渋滞にならないように誘導されている。出入り口を一つで計画されると味土里館を含め、非常に渋滞するのではないかと懸念されるがその対策はどうか。

もう1点、図面にある北側のこの部分、何か文字が書かれているがよ

く分からない。ここは一体何なのか。広告塔が設置されるのか。

事業者

北側住宅への対応は、現在、篠山市の条例に基づき、個別で計画説明に伺っている。要望の中で、目隠しフェンスを設置して欲しいということがあれば、事業者として対応はできると考えている。そのあたりは協議段階であり、また、住民によっては、そのようなフェンスはやめて欲しいと言われる方もおられることから、臨機応変に対応していきたいと考えている。

出入り口についての考え方について、大店立地法の届出の中で交通整理等についてはもう一度説明をさせていただく機会があるかと思うが、現時点では出入り口については東側道路に対して南側と北側に出入り口を設置するよう計画している。道路南側の出入り口は左折で車を誘導する計画であり、先ほどご質問のあった北側の出入り口については出口専用という形で利用客にも周知し、運営させていただきたいと考えている。ただ、オープン時は渋滞等の発生が予測されるが、そのあたりについては警備員等を配置して極力、道路に負荷がかからないような形でオープンさせていただきたいと考えている。

もう1点、図面中、北側の出入り口付近に表示の見にくい箇所がある点については、この場所に屋外広告物を設置させていただき予定をしている。現段階では、広告物の根元付近に芝等で緑地を配置する計画となっている。

委員

北側駐車場のフェンスの話だが、住宅の南側は庭の部分となり、日照の問題と、覗かれる、覗かれないという問題が相まって、フェンスをするのがいいのか、悪いのか、個人によって差があると思う。いつかまた違う人が住む可能性もあり、全体の中でどのようにすると調和がとれるのかについて、市と協議をされるということか。

事業者

逆にフェンスの仕様について行政から事業者に対して何か指導などはあるのか。

委員

そのあたりについて、どう対処されるのかということが一つと、もう一つは、北側の出入り口のところが広告になるという話だが、出口に広告があると、南側から来る車の流れが見えにくくなり、出にくいと思うが、そのあたりの考え方はどうなのか。少し見えにくいのかなという心配がある。

それから、東側水路に雨水を流されるということだが、この水路は普段は水が流れていないと思う。相当な水が流れた時に、向かいのJAの味土里館では雨水を貯める所を作っている。そのようなものがないので、雨が降った時に5000平方メートル近くの敷地の水が水路に流れることになり、また、水路が細く、今は緑地で水が浸透するからいいが、今後、そのあたりの対策が必要ではないかと考える。

事業者

水路の対策については地元の水利組合と協議を行っている段階である。事業者としても何らかの対応をしようと考えており、そのあたりはもう少し協議が進んだ段階で行政にご相談させていただきながら計画していきたいと考えている。

広告物の件は、現時点ではこの位置に計画している。おそらく視距のことをおっしゃられているのだと思うが、視距の検討も含めてある程度控えた位置でポールを設置しているという認識でいる。

境界側のフェンスの件は、近隣の方が嫌だと言われている内容について、行政の指導により、押しつけてしまうことは無理があると思う。この件については近隣の方からこのような声があがっていますという報告をさせていただく。その中で、篠山市としていい方向の調整づけができそうであれば助言等いただき、その内容を近隣住民に対し説明を行い、調和のとれた計画で進めていきたいと考えている。

委員

店舗イメージの写真で拝見すると、建築物側面の壁面はコスモスの広告がない大きな壁面となっているが、日々の販売促進の中でこの面にプラスして看板を設置されるとか、周りにのぼり旗が立つようなことが他

の店舗では日常的にあるのか。それとも、オープンしてから何年経過してもこのように壁面に何もついていない状態なのか。何か装飾がついていくような店舗がこれまであったのか。

事業者

現状では、これ以上のものがつくということはない。特に篠山市は屋外広告物の条例は非常に厳しいのでこういう看板自体が設置できず、非常に小さい看板しか設置できないと認識している。正面に屋号が少しついたぐらいで、他の壁面には何もつかず、この写真の広告より屋号が少し小さくなるイメージの店舗を今回の計画地では考えている。のぼりについても、店舗運営について何年かごとに見直しはあるが、今の段階ではのぼり旗を道路側に立てることは考えていない。ガラス面の余っているところに旗を貼るということをする場合はある。それ以外のことは、壁面、道路面については行っていない。

県民局

駐車場計画について、北側駐車場のマスの幅と店舗前駐車場のマスの幅が2400mmと2500mmで寸法が違うが、そのあたりはどのようにお考えなのか。

事業者

篠山市には書類を提出しているが、条例の考え方であれば、2500mmをとって欲しいと伺っている。しかし、今回どうしても店舗の配置、敷地の形も踏まえ、法律をクリアしていく中で、2500mmの幅で計画すると、大店立地法に規定されている駐車台数が確保できなくなる。このため、一番メインとなる店舗前の駐車場については、2500mmとらせていただき、緑地併用型の隔地型の駐車場については、今回、何とか2400mmで計画させていただきたいという要望書を興永産業の名前で提出し、協議させていただいている段階である。どうしても大店立地法の必要台数の確保が今の形でいうと難しいという中で、何とか一部については、2400mmで計画させていただければと考えている。

事務局

それでは、事業者には退席いただいた後、直接的な審議の方に入らせ

ていただくこととする。

引き続き市民説明会について報告をさせていただく。本日記布させていただいた資料の一番後ろに「大規模開発に関するコメント、意見について」という資料を添付している。こちらに、本日のまちづくり審議会を欠席されている委員の方からのご意見、それから裏面には6月19日に開催した市民説明会における意見について示している。

説明会での主な意見は、進入路の安全対策、開発計画のスケジュール、排水計画、商工会の加入についてという意見であった。

委員

事務局及び事業者の説明が終了したので、ご意見・ご質問を頂戴したいと思う。

それでは、本日欠席の3名の委員の意見について事務局より説明をお願いする。

事務局

項目ごとにご説明させていただく。

まず、全体の意見として、A委員は敷地周りの状況について説明を求められた上で、このポイントは田園環境の調和と周辺住宅への配慮であるとおっしゃられた。

次に建物について、B委員より、向かいの建物は傾斜屋根であるが、傾斜屋根にすると階高が高くなることから、平屋なので高さを低く抑えた方が効果的かもしれないということであった。敷地全体に余裕がなく、植栽も含めて詰め込みすぎているという印象なので、できれば建築面積を見直すべきではないかというご意見であった。

駐車スペースについてC委員より、バイクの駐車台数が2台しか設けられていないのは少ない、身体障害者用駐車場が1台というのも少ない。61台駐車しなければいけないのと面積に余裕がないということも影響しているかと思うが、1台は少なすぎるであろうというご意見であった。建築物の後ろ側の自転車道からのアクセスも必要というご意見も頂戴した。

緑地については、A委員は基準を数値的に満足するだけでなく、植栽

の効果を考えなければいけない。できれば接道部の緑を連続させたい。自転車置き場をセットバックすれば接道部に緑地を確保することができる。また、芝生だけではなく交通安全を配慮した上で、中木植栽を行うこと。(建築物の)後ろ側は高校生が自転車道として利用しているので、そちらも芝や低木では意味がないことから、木陰ができるように中木植栽が必要である。B委員は、緑地幅の1.2メートルは不十分で、有効幅として1.2メートル以上とって欲しい。基本的には見てもらいたくないものは、壁面を含めて植栽で遮蔽することが重要であるということであった。駐車場についても車輪の部分は見せないようにする。接道部に低木に加え中高木を並木状に植栽すれば景観的には良くなるというご意見だった。それから、アラカシなどは自転車道側に植える方が効果的であるということであった。

最後に色彩について、A委員より、外構の手摺を含めて全てダークブラウンに揃えた方がいい、広告板の色彩は反転し、1本支柱はグレーか白色にする、壁面の着色は必要最小限にさせていただいて、企業のシンボルカラーのイメージは全面に塗らなくても十分にPRできるので正面だけ赤みを帯びたベースカラーとし、他の面は白あるいはライトグレーにすることとの意見をいただいた。同様にB委員も田園側の壁面は白かアイボリーがふさわしい、道路に面する壁面を赤っぽい色彩で計画するならば、前面だけにさせていただいた方がいいのではないか、特に濃い色の帯が建物の周りに入っているのが問題なので、壁面全体ではなくて入口に集中させ、前面部分はできるだけ控え、建物側面まで(帯を)巻かないようにしていただくこと、屋外広告物は市景観計画の丹南篠山口IC周辺地区のガイドラインで扱えるところであることから、こげ茶色の額縁にした方がいいとのご意見をいただいた。

委員

先ほどの意見を参考にさせていただきながらご意見をいただきたい。

委員

外壁のピンク色がどうしても気になる。事業者説明では、兵庫県条例の基準の範囲内におさまる色味であるとのことだが、篠山市の色彩基準

に適合するものなのか。

事務局

建物については、景観計画の景観形成基準において県条例と同様、彩度6以下と定めている。県条例に抵触していないので、篠山市の基準に抵触することなく建築できる。広告物は県の広告物条例の基準をクリアしなければならない。看板の高さは、写真では10メートルを超える高さと思うが、この地域の基準では7メートル以下となる。文字等の色彩については、彩度について基準がある。後ほど議論していただく市の屋外広告物の基準案をお伝えした上で、今後、協議を行っていくことになる。今の県条例では、写真のような広告物は設置可能である。

兵庫県の景観の形成等に関する条例では施設の建築面積が1000平方メートル超の建築物について、今申し上げました彩度6以下という基準の適用がされますので、規模によっては全くルールがないケースも出てくる。今回については、1000平方メートルを超えているので、県条例でも届出の対象となるが、市条例においては、建築面積が300平方メートル以上、もしくは建築物の高さが10メートル以上である場合に、今申し上げた彩度6以下の基準を適用することになる。

委員

欠席委員の方からの意見で、建物の面積を小さくということが書いてあったが、現実的に指導が可能なのか。素人が見ても窮屈な配置図である。営業する側は店を小さくすることは非常に困るだろうが、店を少し小さくするとか、あるいは、外壁の色をもう少し抑えてもらうといった指導ができるのか。指導に従ってもらえる状況であれば指導していただければと思う。

事務局

建築物の規模を小さくという指導は難しいと考えている。今回の件は、都市計画法に基づく兵庫県の許可が必要となるが、その前段として、市のまちづくり条例の技術基準に基づき技術的審査を行うが、その中で指導できる範囲とできない範囲がどうしてもある。規模に対する指導はなかなか難しいかと思うが、それに関連して駐車場の面積の話が先ほど出

たが、これについては、技術基準上も2.5メートルの幅を確保することが基準となっている。駐車場マスの幅は2400mmではなく2500mmにさせていただくという指導は可能である。それを受けて建物の規模をどうされるのかという協議にはなり得るのかと思う。

委員 どの程度の強制力をもって指導ができるのか。

事務局 市のまちづくり技術基準の中で駐車場の面積規定があり、幅が2.5メートル、長さが5メートル、1台あたりの駐車場面積として12.5平方メートル以上とする基準がある。それについては基準を守って下さいと指導できると考えている。

委員 事業者の話の中で、市に対して2.4メートルにしたいという要望書を提出されているという話があったが、先ほどの説明であれば技術基準が2.5メートルということであれば、要望を聞き入れないということになるのか。

事務局 過去の案件で、幅が2.5メートル以下というものが実際にはあり、幅2.5メートルというのは一つの基準ではあるが、実際の配置や計画全体から考えた時に不適切でないと判断した場合には認めてきた経過もあるかと思うので、計画全体の内容について判断しつつ、最終決定をせざるを得ないと考えている。

委員 あくまでも2.5メートルの基準を守っていただくということであれば、建築面積を少なくするか、敷地面積を大きくするか、二者択一を事業者に求めるという姿勢になるということか。

事務局 指導にどう対処されるかということもある。指導を聞き入れていただけなかった場合、市経由で県に開発許可申請が提出されるので、その際に市の意見としてこの内容を盛り込んでいくということにはなる。

委員

北側駐車場の見方がよく分からないが、中央に芝が敷かれている駐車場であり、緑地といっても芝が張られているだけである。

建物後ろ側の道路は高校生が通っているが、これまでは建物がなかったなので、住宅や店の灯りで夕方から夜にかけても多少の光はあったと思うが、建物が建ったらこの一体は暗くなるし、かといってライトを設置すると農業をされている方が困るだろうから、低い位置にほんわかとした灯りをつけていただけるようなことが可能であるならば、そのような要望はできないのかと思う。ストック館のところなどもそうだが、自転車道は夜になると真っ暗になる。ストック館ができる際にも要望をしたが、煌々と明るくなくてもいいので、ほんわかとした灯りをつけていただきたいと思う。

委員

図面の見方について伺う。図面左端に植種アラカシ9本とあるが、「ア」というのはどこに示されているのか。周囲の緑地に植栽されるということか。アラカシが9本植えられるとピンク色の壁面はどの程度隠れるのか。アラカシはどのような樹木なのか。

事務局

中高木に分類されるが、植栽される多くは4メートル前後の中木で、亜高木となる。中木と高木の間くらいとなるが、カシで幹が粗いものとなる。幹が詰まらないので単木には向かない樹木で、3本から4本群植で植えるとそれなりに見栄えがする。

委員

9本は群植にあたるのか。

事務局

群植にはならず単木になるので、通常のケースであれば、このような計画に対してはシラカシに変更するよう指導を行う。アラカシを植えるのであれば3本植えるよう指導する。

委員

幹があってこんもりするのか。

事務局

幹があってこんもりするが、それが透ける率が非常に高い。

委員

田中委員の意見にある中高木で並木状にすればとあるのは、幹が透けないようにするためのご提案と考えたらいいのか。

事務局

並木状というのは樹形が綺麗な状態にするというイメージだと思う。アラカシは並木に向かない樹種になるので、この部分については協議の中で指導していくことは可能かと思う。

委員

皆様のご意見や欠席されている委員の方のご意見を踏まえ、色々と答申に盛り込みたいと思う。

一つは、先ほどの議論にもあったが、緑の効果的な配置について再検討いただきたいということ。アラカシの植栽について樹種を検討、また、前面の1200mmの芝生というのは一体どのように見えるのかなど、緑の効果的な配置を再確認いただきたいと思う。

二つ目として、色彩やサインについて、市のスタンスを明快に示されたいと思う。照明の件についても、個人的には重要だと思ったので、その点も付け加えたいと思う。

それから、駐車場マスの幅は2500mmという基準を市のスタンスとして、きちんと指導すべきだ考える。数を数えたら、短辺で22枠あるので、2列分で10センチずつ増やすと2台分について何とかしなければならぬということになるが、この件についてどのような方針で市は臨むのかを確認したいと思う。

大きくはその3点かと思うが、それに、本日も欠席の委員の意見にあった車両台数の問題であるとか、手摺等を含めた色彩等について整理して答申としたいと思う。その内容については事務局と私とで調整させていただくということをご了承いただきたい。

審議事項2．篠山市屋外広告物の基準（案）について（継続審議）

事務局

事務局から、『篠山市屋外広告物の基準（案）について（継続審議）』の内容について説明を行い、その後質疑応答を行う。

委員

B委員が出されている、面積が大きすぎるという意見についてはどう対処されるのか。

事務局

面積基準については、当初5㎡という規模で検討した時期もあったが、抵触するものは殆ど無いというところが伝建地区の実態である。したがって、かなり規模の小さいものが多いという特徴がある。伝建地区について何が問題なのかを整理したところ、色が問題であると考えられる。色彩について、厳しくする方向で対処した。今の町並み保存活動の中で、屋外広告物についても認識は非常に高まっているところなので、昔のように自由に設置する風潮から、町並みに合わせていこうという気運は非常に高いと思われる。町並み形成と併せて保存会を中心とした議論の中でどのようなものが合っていくのかということを考えていくことができ、それが現実的であると考えている。他の禁止地域のバランスもあるので、今までの県の基準でも、結果として5㎡以下のものが多かったということもあるので、市としては色を抑えていく形で町並みと調和するように誘導していくということ考えている。

委員

色については理解したが、現実に5㎡以下しかないということであれば、それ位の数値設定でも問題ないのではないか。

事務局

規制にあたっては、憲法で保障された表現の自由の観点から、必要最小限の規制でなければならないということがある。また、広告物は景観を構成する重要な要素である一方、経済活動や市民活動にも欠かせないものであり、伝建地区については、そこで商売をされていてということも踏まえた上で、どのくらいの規制とすべきかを検討した。

また、単に景観阻害要因として排除するという考え方ではなく、伝建地区は、良好な町並みそのものであり、建物が建っていることが景観を

阻害しているものではない。屋外広告物についても、町並みに配慮して設置されているという現実から、大きさを規制するというよりは、一定の面積の範囲内で町並みの形成の要素の一つとして利用してもいいのではないかと考えている。伝建地区で特に配慮していただきたいのは、色彩と考えている。また、全体のバランスという話もあったが、第1種禁止地域は、自然環境のエリアとして山の中には必要ないということで、総面積10㎡という最も厳しい面積基準となっている。伝建地区は、次に厳しい基準であり、他の禁止地域とのバランスも考慮している。

なお、住環境エリアの中では一番厳しい基準となっている。

委員

河原町は、屋根の上に設置しているものは一軒もないので、河原町にはそのようなものが似合わないし、そぐわないと思うのだが、実際は河原町で店をするとなったら誰も指導には来られない状態である。地域の方との紳士協定や繋がりの中でやんわりと伝わってくるような感じである。河原町は、精神的な繋がりが強い地域なので問題ないと思うが、福住については、家の群がなくなるエリアと密集しているエリアとが連続して出てくるというイメージがあり、仮に空き地に新たな店が出来た場合、景観が変わってしまうということが起こり得ると思われる。福住についてはかなり心配であり、大丈夫そうであるなら低い位置での基準を定めるべきではないか。

事務局

現状さほど大きなものがないというのが河原町の実態であり、厳しい基準でも問題ないのではないかとということもあるが、一つは必要最小限の規定でないといけないということである。一旦基準を決めると届出ではなく許可か不許可のいずれかになるので、経済活動や市民活動上の必要性も踏まえ、ある程度の自由度は必要だと考える。現在の兵庫県の基準では、伝建地区もそれ以外の住宅地も含めて総量20㎡以下という基準になっており、これを仮に5㎡以下と決めると4倍ほど厳しくなる。急激に厳しくすることで混乱も生じ、ある程度段階性も考慮していなければならぬ。今よりは厳しくしたいが、必要性も踏まえてどの辺り

が妥当かということで、総合的に判断して15㎡にしている。

委員

例えばタイムズのような駐車場をやろうと思ったときは申請が必要か。

事務局

全体の総量は15㎡という制限はあるが、それとは別に許可の共通基準の一つとして、景観に配慮すべき地域又は場所においては景観に調和したものとするというルールを定性的に定めているので、配慮が必要と思われる場所については、これに基づき指導していきたいと考えている。

伝建地区は文化財保護法に基づいて修理基準や許可基準といったガイドラインを作成しており、その中で建築物や工作物、広告物について一定の考え方で進めておられる。同じように福住地区においても保存会を中心に河原町と同様のガイドラインを作って建築物や工作物、広告物についての取組みを進めておられるので、広告物の規制の考え方と伝建としての考え方を併せて町並み修景として進んでいくと考えている。

また、屋根については第2種禁止地域では禁止となっている。屋根の上には広告物は出てこないということになる。

委員

新築についてはその限りではないのか。

事務局

新築についても適用される。第2種禁止地域については、建物の屋上や屋根についても掲出は出来ない。

また、先ほども説明したが、許可基準について原則設置は出来ないということになり、「許可」を受けて設置していただくというのが本来の考え方になる。それが景観の「届出」とは大きく異なる部分になってくる。許可になると、違反して設置することはできないということになる。

委員

せっかく伝建地区が河原町と福住地区にあるので、河原町はやりわりと規制されているということであるが、条例の中に保存地区の第2種禁止地域は地元の保存会等に届出を行うといった条項を入れることはできないのか。許可では厳しすぎると思うが、届出をするということであれ

ば指導や協議が可能と思われる。今は内部でやっているから精神的な繋がりがあがると思うが、福住は空き地が多いので外部の人が入ってきたときに束縛される要件がないといけないと思う。届出してもらおうとお互いにいい干渉ができるのではないか。

事務局

建物を伴う場合は、届出のようなものは可能になっている。地元や町並み保存会にかからないものは看板だけを設置したり、資材置き場や駐車場にするといった場合であるが、それについては今回定めた基準において、色彩等は厳しくしており、面積基準も5分の1と厳しい設定にしている。一見緩そうに見えるが、実際は町家などは3～4㎡程度しか掲出できないということになるので、かなり厳しい基準となる。建植えについても高さや面積についてかなり厳しい基準となっている。質を高めるということは伝建地区であることを踏まえて、周辺との調和について協議によって誘導するほうがよいと考えている。定性基準において、配慮していただくということを明記しているので、それに基づいてお互いがアイデアを出すような形で良いものを設置していただくよう努めていきたいと考えている。

委員

福住は、建物の横の面が河原町と比べて露出している場合が多いが、その横の面を利用して広告などを付けられるのではないかと感じた。広告などで利用されると雰囲気が変わるようにも思われ、折角の福住がなくなってしまうと思うが、どう考えているか。

委員

確認だが、側面についても指導できるのか。

事務局

総量規制の範囲内ではあるが、規制対象となっている。

委員

確認だが、全国の伝建地区の基準と比べても厳しい基準であると理解してよいか。

事務局

厳しい部類には入るが、世界遺産を目指しているようなところに比べると個別基準は緩い箇所もある。相対的には同等であると考えている。

委員

補足だが、現状以下に落とさないような基準にしなければならないと思う。面積基準などは妥当な面積となると非常に難しいと思うが、現状より悪くなるような基準にするべきではない。それ以上に厳しくしていく必要はある。

それと壁面の利用について確認したいが、京都が景観上非常に厳しく規制していて、今問題になっているのが壁面をガラス張りにし、その内部に広告を設置しているという事例が続発している。今後、壁面規制を行うと増える可能性があると思うが、そういうものに対する対策は考えているのか。

また、罰則規定について取り入れるということであるが、撤去についてはどう考えているのか。違反しているからといって自治会が勝手に持っていくという訳にはいかないだろうし、罰則だけ作って放置しておくのではなく、違法なものは撤去していった方がいいと思うのだが、そのあたりの考え方について、条例にどう反映していくのか。

事務局

ガラス面の内部については、今の定義では屋外広告物にはあたらない。このため、外から見えるように屋内に貼る場合は、規制対象外となる。一部の自治体ではそれも含めているところもあるが、それは圧倒的にそういう店舗が多い都市であり、篠山の場合は今のところそういったものも少ないことから、屋外広告物には入れない方向である。

罰則については、条例に罰則規定を設けている。撤去については、条例案には規定していないが、屋外広告物法第7条に規定されており、行政代執行法によることができるため、撤去されない場合は、市または市が委任した者によって撤去が可能である。法で規定されているため、条例には規定する予定はない。

屋外へ向けて屋内に表示するものについては、基準を検討する上で、どのような規制をしたかったのかという中で、一つは篠山の魅力である

田園風景の広がる沿道の環境を保全していきたいということである。また、色彩を主体として伝建地区の基準を設けたいということ。それに加え、さとの区域における野立広告を規制していきたいと考えており、屋外に向けた屋内表示の取扱いについては、現状で問題になっていないということもあり、今回の目的ではなかったことから、現在は考えていない。今後の状況により必要に応じて基準の見直し等で対応していきたい。

委員

確認するが、京都は既存不適格の撤去期限を定めているが、篠山の場合は県の基準に合わせているということではどうか。また窓の内張り広告について、確か京都では基準があったように思うが、商業地のことであって、現時点で市が今回の広告の基準で目指すべきものとしては、問題も発生していないのでそこまでは盛り込んでいないという理解でいいのか。それからその大前提として、表現の自由といったものを公共の福祉を守るために規制するというぎりぎりのところが、調整した上での内容だったと理解している。

欠席者の質問の中で、車の廃車の広告の話が出ているが、その対応はどう考えているのか。

事務局

県に自動車の定義を確認したが、移動する自動車を前提にしているということであり、車検切れ等で廃車処分になっているものについては、自動車広告の自動車の対象ではないということである。景観で見るとは、環境の廃棄物として対応していくべきであると考え。それが屋外広告として利用されていても、広告物は綺麗なものであるという前提条件があるので、廃車車両はそれから逸脱するものであると考えられる。

委員

とにかく規制の対象としてみるということでは間違いはないか。

事務局

その通り。

概ね今の意見に対する対応は、現在の案の枠内で景観の維持は可能であるという説明であったと思う。当初はかなり厳しい内容を検討されていたが、県条例とのすり合わせを時間をかけてされたと思うので、概ねこの案で妥当であると判断するが、その中で意見や努力義務などを加えるとして、規制の内容、許可基準については適当という形で答申してもよいか。

(異議なし)

ではこの内容で事務局と調整することで一任いただきたい。

(5 . 報告事項)

(1) 「篠山市国道 176 号沿道地区整備計画」の策定について

(2) 「篠山市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例」の制定及び指針 (ガイドライン) の策定について

(3) 「篠山市国土利用計画」の改定について

各事項について事務局より報告を行う。

(6 . 閉会)

(これ以後の議事については事務局にて進行)

答申書について、内容を尊重して処理を進める旨を伝える。

(終了 : 午後 12 時 10 分)